

京都市武道センター条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第225号

京都市武道センター条例施行規則の一部を改正する規則

京都市武道センター条例施行規則の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「使用日」を「使用しようとする日」に改める。

第7条の次に次の1条を加える。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、この規則において別に定めることとされている事項及び条例の施行に関し必要な事項は、文化市民局長が定める。

別表使用料の欄中「5,400」を「5,550」に、「1,800」を「1,850」に、「2,700」を「2,770」に、「900」を「920」に、「2,500」を「2,570」に、「6,500」を「6,680」に、「1,300」を「1,330」に、「6,900」を「7,090」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の京都市武道センター条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(文化市民局市民スポーツ振興室)